

# 宮崎県における体験コンテンツ等販売促進業務委託仕様書

## 1 業務の目的

訪日旅行の形態が個人旅行（F I T）へ大きくシフトし、オンライン上の旅行コンテンツを直接予約する傾向が強まる中、県内観光事業者が提供し、インターネット上で、O T A（Online Travel Agent）のプラットフォーム等を介して予約できる観光コンテンツについて、発信する重要性が高まっている。また、日本の地方を旅行する外国人の中には、地域の文化・歴史・自然に裏打ちされた、目的地の魅力を深く楽しむことのできる、より高付加価値な体験型のコンテンツが求める旅行者が少なくない。

本事業では、海外、特に欧州、米国、豪州等の市場に対し、海外O T Aサイトで掲載されている本県の体験型コンテンツのプロモーションを行うことで、ネット上で体験型コンテンツを販売する県内事業者の販路拡大を後押し、また、訪日外国人旅行者の県内滞在日数の増加、県内観光消費額の増大を図ることを目的とする。

## 2 業務の名称

宮崎県における体験コンテンツ等販売促進業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

## 4 業務の概要

### (1) 本事業におけるプロモーション戦略（計画）の設定

- 以下のターゲットに対して、最も効果的かつ効率的なプロモーションを計画し、その内容を県に提出すること。

最重要 欧州、米国、豪州を中心とした英語圏

検討 シンガポール、香港 等

### (2) コンテンツの選定

- 宮崎県内の事業者が造成している宮崎県内で催行される観光コンテンツで、海外O T Aサイト等に掲載中のものを、発注者と協議の上、選定すること。
- 選定するコンテンツの地域や体験の種類、催行者は、可能な限り偏りがないようにすること。
- 選定にあたっては、必要に応じて県内事業者等へ聞き取りを行い、高付加価値かつ本県の文化観光の推進に資するものになるようにすること。

### (3) 海外O T A等を活用したプロモーション

- (2)で選定したコンテンツについて、体験アクティビティ予約に強みを持つ効果的な媒体（例：WEB，SNS，アプリ，動画サイト等）を活用し、本県コンテンツの予約数増加に向けたプロモーションを行うこと。
- 可能な限り、O T Aサイトの商品販売ページと連携する形で情報発信すること。

- ・ 必要なコンテンツ（広告バナー、その他掲出に係るクリエイティブ等）は受託者が提案・制作すること。なお、制作にあたってはその提案に基づき、委託者と協議の上最終決定するものとする。
- ・ 各業務で実施する撮影、編集等に係る一切の経費（交通費、コンテンツ体験費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ・ 記事作成における取材先の選定やアポイント取りなどの調整業務は、原則として、受託者にて行うこと。
- ・ 取材・撮影時には、事前に管理者等に対し撮影及び配信等の許可を得ること。取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。

#### (4) データ分析及び効果測定

本事業の効果を把握できるK P I（閲覧数・予約数等）を適切に設定し、プロモーション結果の分析を行うこと。

#### (5) 県への報告

- ・ 原則として毎月、報告を行うこと。（オンライン、報告書でも可）。なお、定期的な報告の他、宮崎県からの報告の求めに対応すること。

### 5 体制・スケジュール

業務の実施体制について、以下の点を踏まえ、本事業に関わるプロジェクト体制や指揮系統等を明示すること。

- ・ 受託者は、本事業を円滑に遂行するために、全体の責任を負う業務統括責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を担うこと。
- ・ 複数の者がグループを構成して共同実施する場合は、その体制も示すこと。
- ・ 業務担当者は、訪日旅行者及び宮崎県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ・ 本事業に必要なかつ十分な人員を確保したうえで、業務内容・量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制を構築し、その体制図も提案すること。
- ・ 取材先でのトラブルや計画変更など不測の事態に臨機応変に対応できること。
- ・ 業務を確実に遂行するためのスケジュールを示すこと。
- ・ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。

### 6 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## 7 留意事項

- (1) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (2) 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- (3) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 本事業は、日本語での契約、日本円での支払い（精算払い）とする。

## 8 報告書等の提出

業務完了後、報告書等を作成し、速やかに県（観光推進課）に提出すること。

- ・ 提出するもの  
当事業の実施報告書A4様式任意（PDFデータ）  
本事業で作成したデータ一式

## 9 著作権の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- (1) 本仕様書により作成された成果品の著作権、所有権、利用権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」）については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上、処理することとする。

- (3) 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

- (4) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

- (5) 委託者は本業務の成果物を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。